

○門川町ふるさと学生応援便事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門川町出身で門川町外に住む学生に対し、ふるさと門川町の特産品等を送付することで、生活の支援や、門川町に対する愛着を深めてもらうとともに、Uターンの促進につなげることを目的に、門川町ふるさと学生応援便事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校に在学する学生、その他高等教育機関に在学する学生、またはこれらに類する学校に在学する学生とする。

(2) ふるさと応援便 この要綱に定めるところにより町が送付する特産品等とする。

(送付対象者)

第3条 送付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす学生とする。

(1) 日本国内の高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院等のいずれかに在学している、かつ申請時点で30歳未満の学生。

(2) 門川町に住所を有している、又は有していたことがある学生。

(3) 学生の保護者の住民登録が、門川町であること。

(4) 申請時、学生が町外に居住していること（住民登録が門川町で、門川町外に居住している学生を含む）。

(支援内容)

第4条 町は予算の範囲内で、申請のあった学生に対しふるさと応援便を無償で提供するものとし、送料は、町が負担するものとする。

(申請方法等)

第5条 ふるさと応援便の送付を申請することができる者は、送付対象者または送付対象者の保護者等とする。

2 送付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、門川町ふるさと学生応援便申請書（様式第1号）、もしくはWEB申請フォームにより、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 学生の本人確認書類の写し

(2) 学生が所属する学校の在学証明書、又は学生証

(3) その他町長が必要と認める書類

3 申請は、毎年度1回限りとし、申請方法は、郵送、窓口持参、もしくはWEB申請フォームによるものとする。

(申請期間)

第6条 申請期間は、毎年度町長の定める期間とし、町のホームページ、広報等により募集を行うものとする。

(送付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、送付の可否を決定するものとする。

(送付決定の取消し等)

第8条 町長は、前条の規定により送付を決定した者について、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により送付を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他町長が不当に認める事由が判明したとき。

2 町長は、前項の規定により送付決定を取り消した場合において、当該申請者に対し、ふるさと応援便の購入及び送付に要した公費負担額の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。